茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現行
(教育機関)	(教育機関)
第28条 茂原市に置く教育機関は、次のとおりとする。	第28条 茂原市に置く教育機関は、次のとおりとする。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 茂原市学校給食センター	(3) 茂原市立学校給食共同調理場
(4)~(9) (略)	(4)~(9) (略)
(教育機関の長)	(教育機関の長)
第29条 前条の教育機関には、第1号においては校長を、第2号においては	第29条 前条の教育機関には、第1号においては校長を、第2号においては
園長を、第3号においてはセンター長を、第8号においては所長を、第4	園長を、 <u>第3号及び第8号には所長を</u> 、第4号、第5号、第6号、第7
号、第5号、第6号、第7号 <u>及び第9号</u> においては館長をそれぞれ置くも	号 <u>、第9号及び第10号</u> においては館長をそれぞれ置くものとする。
のとする。	

附 則(令和X年X月X日茂原市教育委員会規則第X号)

この規則は、令和元年9月1日から施行する。